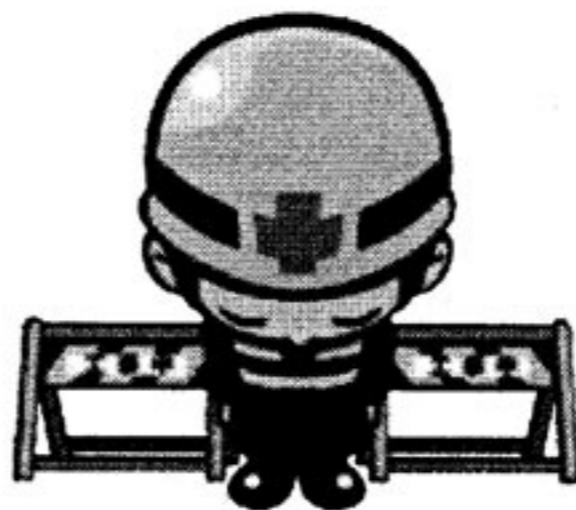


6月の税務

- 1 所得税の予定納税額の通知
通知期限 … 6月15日
- 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）
納期限 … 6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日
- 3 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（27年12月～28年5月分）の納付
納期限 … 6月10日
- 4 4月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
申告期限 … 6月30日
- 5 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 6月30日
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 6月30日
- 7 10月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
申告期限 … 6月30日
- 8 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 6月30日
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2ヶ月分）〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 6月30日

中央税務会計事務所ニュース



《通信欄》

（工事↓中）

平成28年度税制改正にみる 減価償却制度の見直し

建物附属設備・構築物について

平成28年度税制改正では、「制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、法人実効税率の20%台への引き下げを実現する」という基本的な考え方のもとに、様々な方策がとられています。

その「課税ベースの拡大」の方策の一つとして、「減価償却制度の見直し」が行われました。この改正により、企業によっては今後の設備投資計画などへの影響も考えられます。

そこで今号では、平成28年度税制改正の中から、「減価償却制度の見直し」についての概要についてみてみました。

■定額法と定率法

減価償却制度とは、建物や機械装置等の減価償却資産の取得に要した金額を、一定の減価償却方法である「定額法」と「定率法」により、各年度に費用配分する制度です。
定額法は、毎期一定額の減価償却費を計上していくシンプルな計算方法です。

定率法は、未償却残高、つまり期首簿価に一定の償却率を乗じて減価償却費を求める計算方法です。取得初期に多額の償却費が計上され、年

数が経過するほど償却費が少なくなっていく。

■改正の内容

平成28年度税制改正により、今後新規に取得をする「建物附属設備」及び「構築物」の償却方法について、定率法が廃止され、定額法に一本化されました。

これらの資産の償却方法が定額法に一本化された背景は、建物附属設備については、建物と一体的に整備される資産であり、建物同様、長期安定的に使用され、使用形態は生産性

や収益性に大きく左右されない資産であることが定率法を廃止して定額法に一本化する理由としています。また構築物についても、建物同様、長期安定的に使用される資産であることが定率法を廃止して定額法に一本化する理由です。

なお、投資拡大に悪影響の少ない建物附属設備・構築物に限定して、今回の改正が行われました。

■適用時期

この改正は、平成28年4月1日以後に取得をする建物附属設備及び構築物について適用されます。

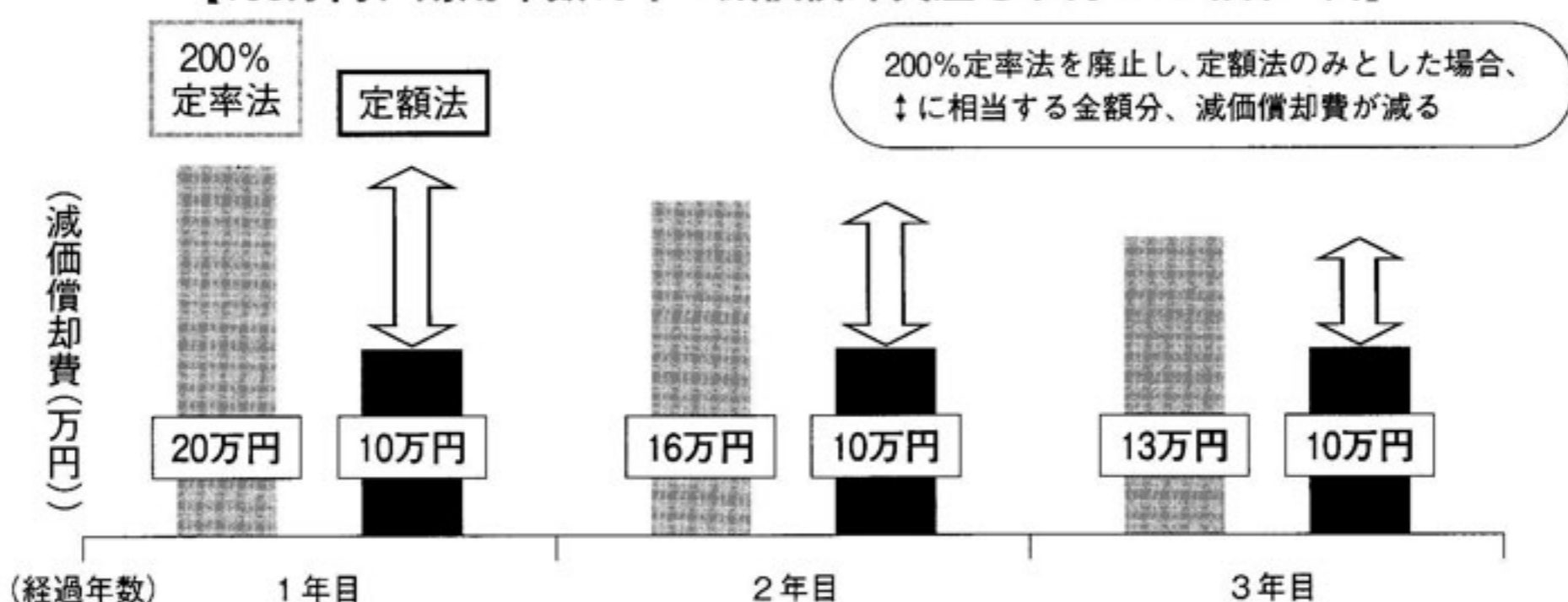
■建物附属設備及び構築物

今回の改正により建物附属設備及び構築物の償却方法が定額法に一本化されますが、具体的には以下のような資産をいいます。

【建物附属設備】

- ◇電気設備
- ◇給排水、衛生、ガス設備
- ◇冷暖房、通風、ボイラー設備
- ◇昇降機設備
- ◇格納式避難設備
- ◇エヤーカーテン又はドア自動開閉設備
- ◇店用簡易装置
- ◇可動間仕切り など

【100万円、耐用年数10年の減価償却資産を取得した場合の例】



【構築物】

- ◇ドック
- ◇栈橋、橋
- ◇舗装道路、軌道、坑道
- ◇貯水池
- ◇鉄塔、煙突
- ◇広告塔、看板
- ◇庭園や花壇などの緑化設備
- ◇塀、岸壁 など

■資本的支出の取扱い

定率法を適用している建物附属設備及び構築物に平成28年4月1日以後に資本的支出（その資産の使用可能期間を延長させたり、資産の価値を高めたりする支出）を行った場合の償却方法にも注意が必要です。

資本的支出を行った場合には、原則として、新たに資産を取得したものととして、元の減価償却資産とは別々に減価償却を行うこととされています。つまり、既存資産と種類及び耐用年数が同一の新規の減価償却資産を取得したものととして資産計上し、減価償却を行うこととなります。

したがって、平成28年3月31日以前に取得して定率法を適用している建物附属設備や構築物に、平成28年4月1日以後に資本的支出を行った場合、その資本的支出部分は定額法で減価償却を行うこととなります。

【減価償却制度の見直し】

○建物と一体的に整備される「建物附属設備」及び建物同様に長期安定的に使用される「構築物」について、償却方法を「定額法」に一本化する。

適用時期 平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物

	改正前	改正後
建物	定額法	定額法
建物附属設備	定額法・定率法	<u>定額法</u>
構築物	定額法・定率法	<u>定額法</u>
機械及び装置	定額法・定率法	定額法・定率法
船舶	定額法・定率法	定額法・定率法
航空機	定額法・定率法	定額法・定率法
車両及び運搬具	定額法・定率法	定額法・定率法
工具、器具及び備品	定額法・定率法	定額法・定率法

【平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備（定率法を適用）への資本的支出の取扱い】

